

## 八橋社会保険労務士事務所 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年11月1日～ 令和6年10月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：子育て中の女性職員のキャリアアップのため、社会保険労務士の資格取得支援制度を導入する。

<対策>

- 令和3年11月～ 制度の検討開始
- 令和4年 4月～ 制度導入、職員への周知

目標2：令和5年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人あたり年間6日以上とする。  
ただし、年次有給休暇の付与日数が10日未満の職員については、取得日数を1人あたり年間5日以上とする。

<対策>

- 令和3年11月～ 年次有給休暇の付与日数、取得状況を把握する
- 令和4年 4月～ 計画的な取得のため、個人別の取得希望日を確認し、取得日を調整する

目標3：地域の次世代育成貢献および事務所の人事政策として、学生のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 令和4年 1月～ 実施内容の検討開始
- 令和4年 4月～ 実施準備
- 令和4年10月～ インターンシップの受け入れ開始

目標4：子どもが保護者である職員の働いているところを見ることができる  
「子ども参観日」を2023年3月までに実施する。

<対策>

- 令和4年 1月～ 実施内容の検討開始
- 令和4年 4月～ 実施準備
- 令和4年10月～ 参観日の実施